

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 富士見市長

(閱 覧 請 求 者)

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閱 覧 者	職 名		氏 名	
事 務 責 任 者	職 名		氏 名	
請 求 事 由				
請求に係る住民の範囲				
閱 覧 希 望 日 時	年 月 日 時 分から 時 分			

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 富士見市長

(閱 覧 請 求 者)

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閱 覧 者	職 名		氏 名	
事 務 責 任 者	職 名		氏 名	
請求を必要とする 事務の内容				
根 拠 法 令				
請求事由を明らかに することが困難な理由				
請求に係る住民の範囲				
閲覧希望日時	年 月 日	時 分から	時 分	

様式第3号(第7条関係)

住民基本台帳閲覧申出書
(個人又は法人による申出用)

(あて先) 富士見市長

年 月 日

申 出 者	氏名 (法人名及び代表者名) ㊟	
	住所 (所在地)	
(※共同申出者がいる場合)	氏名 (法人名及び代表者名) ㊟	
	住所 (所在地)	
閲覧事項の利用目的		
申出に係る住民の範囲		
閲 覧 者	氏名	
	住所	
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)		
	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名
閲覧事項の管理方法		
利用する場合 (※調査研究に)	成果の取扱い	
	実施体制	
(※委託者がいる場合)	氏名 (法人名及び代表者名)	
	住所 (所在地)	
閲覧希望日時	年 月 日 時 分から 時 分	

住民基本台帳閲覧申出書
(個人又は法人による申出用)

(あて先) 富士見市長

平成19年1月5日

申出者	氏名 (法人名及び代表者名) 富士見 一夫		印
	住所 (所在地) 富士見市水谷4丁目3番地2		
(※共同申出者がいる場合)	氏名 (法人名及び代表者名) ㊟		㊟
	住所 (所在地)		
閲覧事項の利用目的	災害発生時における水谷4丁目全域に居住する、80歳以上の方の安全を確保するための状況を把握するため。		
申出に係る住民の範囲	富士見市水谷4丁目全域		
閲覧者	氏名 水谷花子		㊟
	住所 富士見市大字水子8000番地		
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)			㊟
	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名	
閲覧事項の管理方法	PC記録媒体に保存し、保護ロックを施し、金庫保管とする		
利用する場合 (※調査研究に)	成果の取扱い		
	実施体制		
(※委託者がいる場合)	氏名 (法人名及び代表者名)		㊟
	住所 (所在地)		
閲覧希望日時	19年1月31日 10時00分から11時00分		

誓約書

(あて先) 富士見市長

私は、裏面の「閲覧にあたっての注意事項」を遵守するとともに、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項については、請求した目的以外に使用しないことはもとより、個人のプライバシーの保護のため、第三者への情報提供等は絶対に行わないことを誓約いたします。

なお、本件に関して何らかの問題が生じた場合には、法令等に従い、当方の責任において解決することを併せて確約します。

年 月 日

(法人にあつては事業所の所在地、名称、代表者の印)

閲覧申出者 住所

氏名

⑩

電話番号

閲覧者 住所

氏名

⑩

誓約書

記入例

(あて先) 富士見市長

私は、裏面の「閲覧にあたっての注意事項」を遵守するとともに、住民基本台帳の閲覧により知り得た事項については、請求した目的以外に使用しないことはもとより、個人のプライバシーの保護のため、第三者への情報提供等は絶対に行わないことを誓約いたします。

なお、本件に関して何らかの問題が生じた場合には、法令等に従い、当方の責任において解決することを併せて確約します。

平成19年1月5日

(法人にあっては事業所の所在地、名称、代表者の印)

閲覧申出者 住所 **富士見市水谷4丁目3番地2**

氏名 **富士見 一夫**



電話番号 **049(000)0000**

閲覧者 住所 **富士見市大字水子8000番地**

氏名 **水谷 花子**



住民基本台帳閲覧申出（請求）書

使いみち	富士見市に住民登録をしているかたの住民基本台帳の閲覧をするとき
申出（請求）に必要なもの	<p>【法第11条の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>閲覧請求書（様式第1、2号）</u> ● <u>本人確認できる書類の提示（身分証明書）の提示</u> <p>【法第11条の2の申出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>住民基本台帳閲覧申出書（様式第3号）</u> ● <u>誓約書</u> ● <u>【法人の場合】法人格を有することを証する書面</u> ● <u>【個人情報取扱事業者の場合】安全管理措置を講じていることを示す書面</u> ● <u>（法11条の2第1項第1号に規定する申出者の場合）概要、実施体制、成果等を示す書面</u> ● <u>（法11条の2第1項第2号に規定する申出者の場合）概要、実施体制、成果等を示す書面</u> ● <u>（法11条の3第1項第3号に規定する申出者の場合）特別の事情を示す書面</u> ● <u>（第三者の委託を受けた申出者の場合）契約書の写し</u> ● <u>照会書（様式第4号）</u> ● <u>本人確認できる書類の提示</u>
申出（請求）できる方	<p>（1）<u>国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために閲覧する場合。（法第11条の請求）</u></p> <p>（2）<u>個人または法人が次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、市町村長が当該申出を相当と認める場合。（法第11条の2の申出）</u></p> <p>※次頁、「閲覧にあたっての注意事項」をご覧ください。</p>
提出先	<p>市役所1階市民課</p> <p>※閲覧には予約が必要です。（予約は閲覧を希望する日の14日前までに閲覧申出書を提出してください。）</p> <p>※閲覧できる日時は、</p> <p>1月1日から1月3日まで、及び12月29日から12月31日まで並びに国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで（12時から午後1時までは除く）です。</p>
手数料	閲覧数1人につき 300円
記入上の注意	印鑑（社印、個人印）の押印が必要です。
郵送提出の可否	不可
問合せ先	市民課市民係 049-252-7110（直通）

閲覧にあたっての注意事項

- ・閲覧の請求（申出）には次の書類の提出（提示）が必要となります。

住民基本台帳法第11条の請求の場合

- (1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する書面
- (2) 身分証明書

住民基本台帳法第11条の2の申出の場合

- (1) 住民基本台帳閲覧申出書
- (2) 誓約書
- (3) 閲覧申出者が法人の場合は、法人格を有することを証する書面又はその写し
- (4) 閲覧申出者が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である場合は、同法第20条に規定する安全管理措置を講じていることを証する書面又はその写し
- (5) 住民基本台帳法第11条の2第1項第1号及び第2号に規定する閲覧申出者は、調査・活動の概要や、実施体制、成果等を示す書面及び資料
- (6) 住民基本台帳法第11条の2第1項第3項に規定する閲覧申出者は、当該訴訟の提起その他特別の事情を示す書面又はその写し
- (7) 第三者の委託を受けた申出者は委託契約書の写し
- (8) 本人確認できる書類
- (9) 市から送付された照会書

- ・閲覧希望日は、あらかじめ予約してください。（予約は閲覧を希望する日の14日前までに閲覧申出書を提出してください。）
- ・閲覧できる日時は、1月1日から1月3日まで、及び12月29日から12月31日まで並びに国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで（12時から午後1時までを除く）です。
- ・閲覧場所は、市民課に設置された閲覧コーナー（閲覧席は2席）とします。
- ・閲覧の承認は照会書の送付をもって代えます。
- ・閲覧にあたっては、次の事項を遵守してください。なお、遵守事項に違反した場合は閲覧を中止させていただく場合があります。
 - (1) 閲覧用台帳は丁寧に取り扱い、閲覧用台帳の切り取り、汚損、毀損又は加筆をしないこと。
 - (2) 閲覧場所において、カメラ、複写機又は録音機器等は使用しないこと。
 - (3) 閲覧場所において飲食し、又は携帯電話を使用しないこと。
 - (4) 閲覧場所を離れるときは、個人情報が漏えいしないように措置を講ずること。
- ・閲覧用の台帳は、町丁字別、世帯の五十音に編成し、原則として毎月の1日付けをもって編成しています。（「ストーカー行為等の規制等に関する法律」又は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく支援措置を講じている者は除いています。）
- ・当該閲覧で得たすべての情報は、報告していただきます。
- ・住民基本台帳法の規定に基づき、閲覧者などの公表を行います。
- ・偽り、その他不正な手段によって閲覧をした者は、過料に処せられる場合があります。（住民基本台帳法第50条）
- ・その他閲覧にあたっては、職員の指示に従ってください。